

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

公用車運行管理規程（昭和 44 年岩手県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(安全運転管理者等)</p> <p>第 6 条 道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第74条の2第1項</u>の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する安全運転管理者を、同条第 4 項の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する副安全運転管理者をそれぞれ職員のうちから選任しなければならない。</p> <p>様式第 4 号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、 道路交通法施行令別表第 1 又は別表第 3 備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>(26)～(30) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(安全運転管理者等)</p> <p>第 6 条 道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第74条の3第1項</u>の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する安全運転管理者を、同条第 4 項の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する副安全運転管理者をそれぞれ職員のうちから選任しなければならない。</p> <p>様式第 4 号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第 2 備考又は別表第 5 備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>(26)～(30) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。